

令和7年度第1回東京都私立学校助成審議会次第

令和7年5月19日(月)15:30～
於 第一本庁舎42階北 特別会議室B

1 開 会

2 議 事

(1) 審議事項

令和7年度私立学校経常費補助金の配分方針について

(2) 報告事項

ア 令和6年度私立学校助成予算の執行状況について

イ 令和7年度私立学校助成予算について

3 答 申

4 閉 会

(配布資料一覧)

- 東京都私立学校助成審議会委員名簿
- 諮問文(写)
- 審議事項 説明資料
- 審議事項 参考資料 学校種別配分方法
- 報告事項 資料1 令和6年度私立学校助成予算の執行状況
- 報告事項 資料2 令和7年度私立学校助成予算一覧
- 東京都私立学校助成審議会条例ほか関係資料

東京都私立学校助成審議会委員名簿

令和7年度 第33期委員

氏名	現 職
川 松 真一朗	東京都議会議員(自由民主党)
龍 円 あいり	東京都議会議員(都民ファーストの会)
谷 村 孝 彦	東京都議会議員(公明党)
福 手 ゆう子	東京都議会議員(日本共産党)
風 間 ゆたか	東京都議会議員(立憲民主党)
荒 井 文 昭	東京都立大学名誉教授
大 槻 奈 巳	聖心女子大学現代教養学部教授
増 田 恵美子	株式会社中日新聞社 東京新聞編集委員
加 藤 尚 子	明治大学文学部教授
宮 川 倫 子	弁護士
近 藤 彰 郎	学校法人八雲学園理事長
吉 田 晋	学校法人富士見丘学園理事長
嵯 峨 実 允	学校法人藤華学院理事長
重 永 睦 夫	東京私立初等学校協会顧問
五 島 満	学校法人慈光学園理事長

7 生私振第 3 1 2 号

東京都私立学校助成審議会

令和 7 年度私立学校経常費補助金を別紙の方針により配
分することについて、東京都私立学校教育助成条例第 3 条
第 3 項の規定により、諮問する。

令和 7 年 5 月 1 2 日

東京都知事 小 池 百合子



令和7年度私立学校経常費補助金の配分方針

1 目的

私立学校経常費補助金は、学校教育における私立学校の果たす役割に照らし、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する児童、生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに、私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資することを目的とする。

2 配分の考え方

経常費補助金の配分に当たっては、上記の目的を達成するため、配分の基準や評価の項目において、様々な要素を組み入れ、補助効果を最大にするよう努めていく。

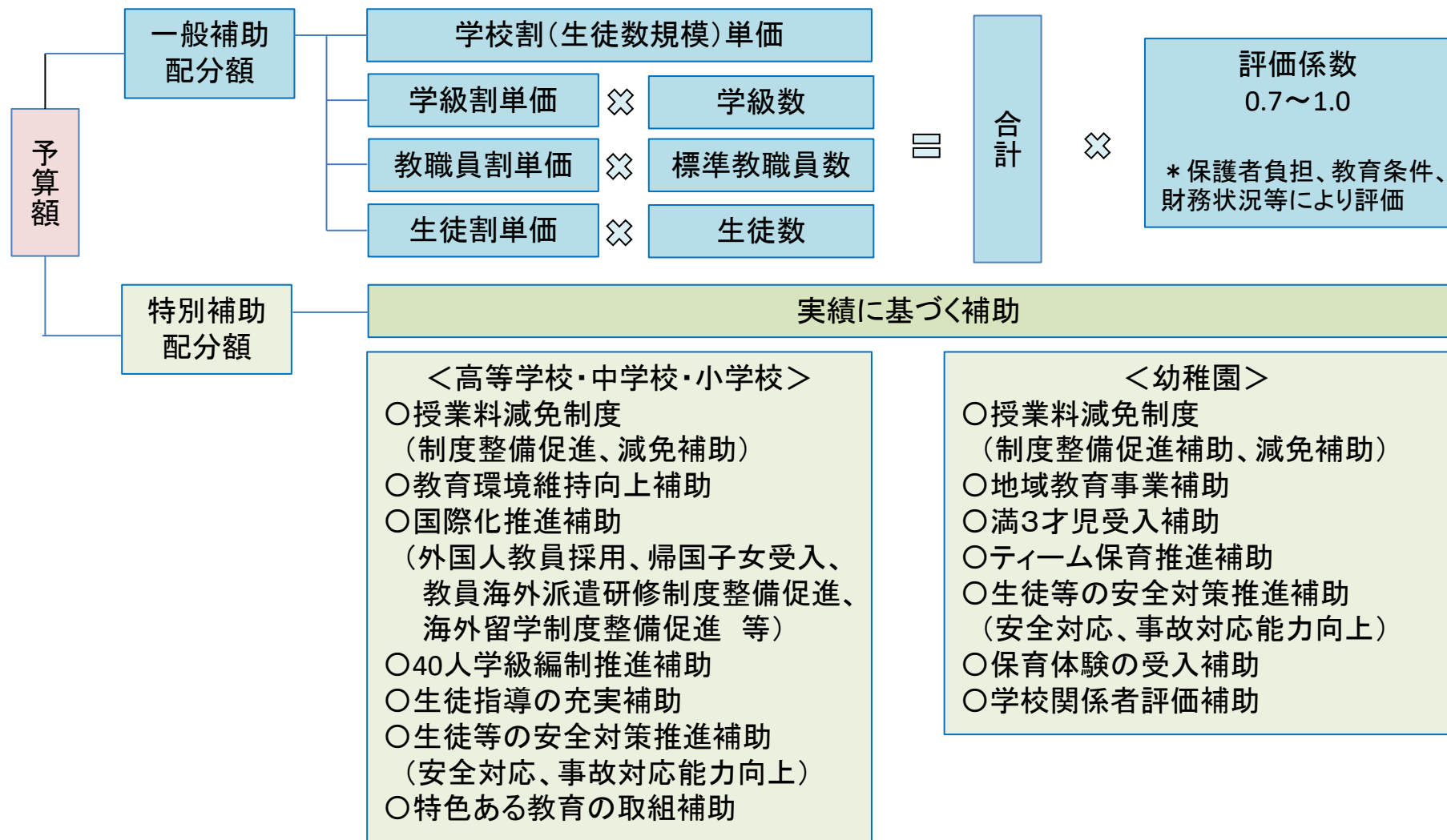
補助金の配分については、当年度の予算額を一般補助と特別補助に分けることとし、それぞれの額の算出に当たっては、特別補助の額を先に確定し、補助金予算総額から特別補助を減じた額を一般補助の額とする。

一般補助については、学種ごとに、学校割、学級割、教職員割、生徒割の4つの区分の補助単価を設定した上で、学校ごとにそれぞれの区分に応じた規模を乗じて算出した額を合算し、さらに教育条件等により評価した学校ごとの評価係数を乗じて算出した額に基づき、各学校に配分する。

特別補助については、学種ごとに必要な項目を設定し、その実績に基づいて各学校に補助する。

一般補助及び特別補助の配分方法は、具体的には次のとおりとする。

【令和7年度私立学校経常費補助金の配分方針】



1 私立高等学校経常費補助

(1) 一般補助

ア 補助単価

補助金総額から特別補助を減じた額について、学校割、学級割、教職員割及び生徒割の区分ごとに、私立学校の学校数、学級数、標準教職員数及び生徒数でそれぞれ除して算出する。

(ア) 学校割単価

中規模校を1.0として、小規模校を0.8、大規模校を1.2とする補正を行う。

学校割単価の規模については、以下のとおり（生徒数は定員内実員）

小規模校	中規模校	大規模校
300人未満	300人以上1,600人以下	1,600人超

(イ) 学級割単価及び生徒割単価

普通科等を1.0として、工業に関する学科を2.0、商業に関する学科を1.2、家庭に関する学科及び看護に関する学科並びに音楽科、美術科、デザイン科、体育科及び演劇科を1.5とする補正を行う。

(ウ) 教職員割単価

本務教職員数が標準教職員数を下回る場合の差分の人数については、教職員割単価の2分の1の額を適用する。

学校種別配分方法（令和7年度）

イ 基礎数値

各学校の規模を示す基礎数値は、令和7年5月1日現在の学級数、標準教職員数及び生徒数とし、以下により調整する。

(ア) 標準教職員数

本務教職員数が標準教職員数の80%を下回った学校については、標準教職員数を調整する。

(イ) 生徒数

生徒数は、学科別定員内実員とする。

ウ 評価係数

次の表により、教育条件や保護者負担等の状況について、各学校を評価し、評価係数（0.7を下限とする。）を設定する。

ただし、特別の事情がある場合には、評価係数の調整を行う。

評価係数＝（100－配点の合計）／100

学校種別配分方法（令和7年度）

〔評価内容〕

評価要素	評価項目		評価方法	配点
保護者負担	各学年の授業料の合計額	当年度の額	基準より高い学校に対して配点する。	15
	各学年の学生生徒等納付金の合計額 (授業料を除く。)	当年度の額	基準より高い学校に対して配点する。	10
	各学年の学生生徒等納付金の合計額	3年度前に対する変動額	一定額以上の引き上げがあった学校に対して配点する。 ただし、上記2項目について配点の無い学校を除く。	5
教育条件	評価対象教員1人当たりの生徒数		基準より多い学校に対して配点する。	5
	学則定員に対する現員の割合		基準以上に定員を超える学校に対して配点する。	10
	1学級当たりの生徒数		基準より多い学校に対して配点する。	5
財務状況	前年度における事業活動収入に対する事業活動収入と事業活動支出の差額の割合。ただし、事業活動収入には都の経常費補助金収入を含まない。		基準より割合が大きい学校に対して配点する。	5
	前年度における学生生徒等納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合		基準より割合が小さい学校に対して配点する。	5

(2) 特別補助

特別補助は、次の項目により交付額を算定する。

ア 授業料減免制度

(ア) 授業料減免制度整備促進補助

家計状況若しくは家計状況の急変の理由により授業料の全部若しくは一部を減免又は支給する制度を有する学校に、別に定める額を算定する。

(イ) 授業料減免補助

授業料減免制度を有する学校が、家計状況若しくは家計状況の急変の理由により、授業料及び毎年度納付させる学則上のその他の納付金の全部若しくは一部を減免又は支給した場合には、次の方法により算定する。

＜家計状況	前年度の減免額又は支給額	×	2／3＞
＜家計状況の急変	前年度の減免額又は支給額	×	10／10＞

イ 教育環境維持向上補助

私立高等学校において、広く都民の生徒を対象に、より良い教育環境の提供を奨励し、私学教育の向上を図るため、保護者が都内に在住する生徒の数に応じて、別に定める額を算定する。

ウ 国際化推進補助

私立高等学校において、国際理解教育を推進するため、外国人教職員（本務者に限る。）を採用している場合又は帰国子女等を受け入れている場合又は教員の海外派遣研修制度（最低2週間以上）を有する場合又は学校が主催する概ね3か月以上の長期留学制度を有する場合に、次の方法により算定する。

- (ア) 外国人教員及び助手の採用＜補助単価 × 当年度外国人教職員数＞
- (イ) 帰国子女等の受入れ ＜補助単価 × 当年度帰国子女等生徒数＞
- (ウ) 教員海外派遣研修制度整備促進補助＜別に定める額＞
- (エ) 海外留学制度整備促進補助＜別に定める額＞
- (オ) 海外留学に伴う授業料減免補助＜前年度の減免額又は支給額 × 1/2＞

エ 40人学級編制推進補助

私立高等学校の学級編制において、実学級における実生徒数が40人以下の場合には、40人以下の学級数に応じて、次の方法により算定する。

＜補助単価 × 40人以下の学級数＞

オ 生徒指導の充実補助

私立高等学校において、生徒指導の充実を図るための適切な人員の配置がなされている場合には、次に掲げる事項について算定する。

(ア) スクールカウンセラーの配置 ＜別に定める額＞

生徒へのカウンセリングを担当する者として児童生徒の臨床心理に関する資格や高度な専門知識・経験を有する者を配置している場合には、別に定める額を算定する。

カ 生徒等の安全対策推進補助

私立高等学校において、生徒等の安全を確保するため、次の取組を行っている場合に算定する。

(ア) 安全対応能力向上の取組

学校安全マニュアルの策定、教職員の安全対応能力向上の取組及び生徒等の安全対応能力向上の取組を実施している学校に、別に定める額を算定する。

(イ) 事故対応能力向上の取組

学校内での事故等に迅速に対応できる人材を育成するため、AED（自動体外式除細動器）等の機器を活用した心肺蘇生法実技講習会などの取組を実施している学校に、別に定める額を算定する。

キ 体験学習等特色ある教育の取組補助

様々な体験を通して、将来の職業を考えるきっかけとするとともに、生涯にわたる人格形成の基礎を培うことを目的に、体験学習等特色ある教育（ボランティア活動、職場体験、保育体験、外国人留学生との交流等）を推進している学校に、別に定める額を算定する。

(3) 補助対象経費

学校法人が当該高等学校部門の経費として支出するもののうち、次の経費とする。ただし支出科目については、東京都学校法人会計基準の処理標準(昭和56年11月2日付56総学二第284号東京都総務局学事部長通知)によるものとする。

ア 人件費支出

教員人件費支出及び職員人件費支出

イ 教育研究経費支出

消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出、車両燃料費支出、福利費支出、通信運搬費支出、印刷製本費支出、出版物費支出、修繕費支出、損害保険料支出、賃借料支出(土地及び建物に対するものを除く。)、公租公課支出、諸会費支出、会議費支出、報酬・委託・手数料支出及び生徒活動補助金支出

ウ 管理経費支出

消耗品費支出、光熱水費支出、旅費交通費支出、車両燃料費支出、福利費支出、通信運搬費支出、印刷製本費支出、出版物費支出及び修繕費支出

エ 設備関係支出

教育研究用機器備品支出、管理用機器備品支出及び図書支出

(4) 使途指定

補助金交付額の15%以上を、補助対象経費の教育研究経費支出及び設備関係支出に充てるものとする。

2 私立中学校及び私立小学校経常費補助

(1) 一般補助

私立高等学校と同様とする。ただし、学校割単価の規模については以下のとおり（生徒数は定員内実員）

	小規模校	中規模校	大規模校
中学校	100人未満	100人以上900人以下	900人超
小学校	300 //	300 // 750 //	750 //

(2) 特別補助

特別補助については、授業料減免制度、国際化推進補助のうち外国人教員及び助手の採用、帰国子女等の受入れ及び教員海外派遣研修制度整備促進補助、40人学級編制推進補助、生徒指導の充実補助、生徒等の安全対策推進補助及び体験学習等特色ある教育の取組補助とする。

(3) 補助対象経費

私立高等学校と同様とする。

(4) 使途指定

私立高等学校と同様とする。

3 私立幼稚園経常費補助

(1) 一般補助

ア 補助単価

補助金総額から特別補助を減じた額について、幼稚園割、学級割、本務教職員割及び幼児割の区分ごとに、私立幼稚園の学校数、学級数、本務教職員数及び幼児数でそれぞれ除して算出する。

イ 基礎数値

令和7年5月1日現在の学級数、本務教職員数及び幼児数（定員内実員）とする。ただし、本務教職員数については、別に定める基準を上限とする。

ウ 評価係数

次の表により、教育条件や保護者負担等の状況について、各幼稚園を評価し、評価係数（0.7 を下限とする。）を設定する。ただし、特別の事情がある場合には、評価係数の調整を行う。

評価係数＝（100－配点の合計）／100

学校種別配分方法（令和7年度）

〔評価内容〕

評価要素	評価項目		評価方法	配点
保護者負担	各学年の保育料の合計額	当年度の額	基準より高い幼稚園に対して配点する。	15
	各学年の幼児等納付金の合計額 (保育料を除く。)	当年度の額	基準より高い幼稚園に対して配点する。	10
	各学年の幼児等納付金の合計額	3年度前に対する変動額	一定額以上の引き上げがあった幼稚園に対して配点する。 ただし、上記2項目について配点の無い幼稚園を除く。	5
教育条件	評価対象教員1人当たりの幼児数		基準より多い幼稚園に対して配点する。	5
	園則定員に対する現員の割合		基準以上に定員を超える幼稚園に対して配点する。	10
	1学級当たりの幼児数		基準より多い幼稚園に対して一律に配点する	10
財務状況	前年度における事業活動収入に対する事業活動収入と事業活動支出の差額の割合。ただし、事業活動収入には都の経常費補助金収入を含まない。		基準より割合が大きい幼稚園に対して配点する。	5
	前年度における幼児等納付金収入に対する教育研究経費支出及び設備関係支出の割合		基準より割合が小さい幼稚園に対して配点する。	5

エ 学校法人化志向幼稚園に係る経常費補助の取扱い

学校法人立以外の幼稚園で、計画的に学校法人化に取り組む幼稚園として知事が認定した学校法人化志向幼稚園に対する補助金は、（補助単価）×（当該幼稚園の基礎数値）の合計額の7割に相当する額とする。

(2) 特別補助

特別補助は、次の項目により交付額を算定する。

ア 地域教育事業補助

幼児教育に関する知識・方法を、年間を通じ無料で地域住民のために提供している場合には、別に定める額を算定する。

イ 授業料減免制度

(ア) 授業料減免制度整備促進補助

家計状況若しくは家計状況の急変の理由により授業料の全部若しくは一部を減免又は支給する制度を有する幼稚園に、別に定める額を算定する。

(イ) 授業料減免補助

家計状況の急変の理由により、授業料及び毎年度納付させる学則上のその他の納付金の全部若しくは一部を減免又は支給した場合には、次の方法により算定する。

＜前年度の減免額又は支給額 × 10／10＞

ウ 満3才児受入れ補助

満3才児の募集定員を設定し、交付年度の前年度に満3才児の受入実績があった場合に別に定める額を補助する。

エ ティーム保育推進補助

私立幼稚園がティーム保育など多様な指導方法を展開して、きめ細かな学習指導の工夫改善を図るための適切な教職員の配置がなされている場合には、幼稚園の規模に応じて、別に定める額を算定する。

オ 生徒等の安全対策推進補助

私立幼稚園において、幼児の安全を確保するため、次の取組を行っている場合に算定する。

(ア) 安全対応能力向上の取組

学校安全マニュアルの策定及び教職員の安全対応能力向上の取組を実施している幼稚園に、別に定める額を算定する。

(イ) 事故対応能力向上の取組

幼稚園内での事故等に迅速に対応できる人材を育成するため、AED（自動体外式除細動器）等の機器を活用した心肺蘇生法実技講習会などの取組を実施している幼稚園に、別に定める額を算定する。

カ 保育体験の受入れ補助

高校生及び中学生の保育体験学習を積極的に受け入れている幼稚園に、別に定める額を算定する。

キ 学校関係者評価補助

学校関係者評価を通して教育の質の向上を目指す幼稚園に対して、学校関係者評価の実施に係る事務経費を補助する。

（3）補助対象経費

私立高等学校と同様とする。ただし、教育研究経費支出の中に行事費支出及び研究費支出を含める。

（4）使途指定

私立高等学校と同様とする。

配分における令和7年度の変更点（特別補助）

項目	趣旨
1 国際化推進補助 （教員海外派遣研修 制度整備促進補助） の拡充について 【高等学校・中学校・ 小学校】 【拡充】	都は平成28年度に、各学校における外国語（英語）科教員海外派遣研修制度の創設・拡充を促進することを目的として「海外派遣研修制度の維持に要する事務経費の一部を支援する「外国語科教員海外派遣研修制度整備促進補助」を開始した。 平成30年度からは、私立学校が海外派遣研修に取り組みやすい環境を整えるため、対象教員の担当教科を従来の外国語（英語）から5教科（国語・社会・数学・理科・英語）に拡充し、名称を「教員海外派遣研修制度整備促進補助」に改めた。 国際化が進展する今般、より多くの教員が海外で先駆的な教授法を学ぶことができるよう、補助対象に小学校を追加するとともに、対象教員の担当教科を5教科からすべての教科に拡充し、英語を母語または公用語とする国に限定していた派遣先についても、すべての国を対象とする。 さらに、夏休みなど長期休暇での利用がしやすくなるよう、派遣期間を原則8週間程度から最低2週間以上に短縮する。

配分における令和7年度の変更点（特別補助）

項目	趣旨
2 満3才児受入れ補助の拡充について 【幼稚園】 【拡充】	満3才児の受入れに対するニーズが高まり、平成27年度から開始された「子ども・子育て支援新制度」の幼稚園・認定こども園共通の給付制度においても、満3才児対応加配加算が創設されたことから、都は、「満3才児受入れ補助」を平成28年度に開始した。 令和4年度からは、満3才児受入れの更なる促進を図るため、これまでの満3才児受入れ補助（1園当たり60万円）に加え、交付前年度の3月1日に在籍する満3才の幼児の数（以下「受入れ園児数」という。）に、別に定める補助単価（1人当たり3千円）を乗じて得た額を補助することとした。 今般、園における受け入れ態勢の整備の実態に見合った支援を行うため、下記のとおり補助単価の見直しを行う。 (1) 1園当たりの補助単価を30万円とし、引き続き満3才児受入れ制度の導入や継続的な受入れの実施を促進していく。 (2) 受入れ園児数1人当たりの補助単価を10万円に引き上げることで、受入れ実績に応じたより弾力的な補助を行っていく。

令和6年度私立学校助成予算の執行状況

(令和7年3月31日現在)

事業名				予算現額	執行見込額	残 額	執行率
学 校 運 営 に 関 す る 助 成	校 常 費 補 助	1	私立高等学校 経常費補助	円 71,032,159,000	円 71,001,142,800	円 31,016,200	% 100.0
		2	私立中学校 経常費補助	28,987,398,000	28,968,036,300	19,361,700	99.9
		3	私立小学校 経常費補助	7,289,559,000	7,279,205,000	10,354,000	99.9
		4	私立幼稚園 経常費補助	16,609,193,000	16,518,297,100	90,895,900	99.5
		高・中・小・幼 計		123,918,309,000	123,766,681,200	151,627,800	99.9
		5	私立特別支援学 校等経常費補助	2,754,731,000	2,450,725,900	304,005,100	89.0
		6	私立通信制高等学校経 常費補助	145,438,000	144,772,900	665,100	99.5
	経常費 計			126,818,478,000	126,362,180,000	456,298,000	99.6
	運 営 費 補 助	7	私立幼稚園 教育振興事業費補助	626,150,000	624,230,700	1,919,300	99.7
		8	私立幼稚園 特別支援教育事業費補 助	687,568,000	576,240,000	111,328,000	83.8
		9	私立専修学校 教育振興費補助	598,234,000	588,575,700	9,658,300	98.4
		10	私立専修学校特別支援 教育事業費補助	194,834,000	182,058,000	12,776,000	93.4
		11	私立専修学校職業実践 専門課程推進補助	382,860,000	298,655,000	84,205,000	78.0
		12	私立外国人学校教育運 営費補助	91,335,000	82,411,500	8,923,500	90.2
		運営費 計		2,580,981,000	2,352,170,900	228,810,100	91.1
	施 設 ・ 設 備 等 補 助	13	私立学校安全対策促進 事業費補助	円 1,095,447,000	円 789,349,510	円 306,097,490	% 72.1
		14	私立学校省エネ設備等 導入事業費補助	2,162,494,000	2,081,604,807	80,889,193	96.3
		15	私立学校デジタル教育 環境整備費補助	3,264,869,000	2,795,928,074	468,940,926	85.6
		16	産業・理科教育施設設 備整備費補助	54,972,000	31,479,167	23,492,833	57.3
		17	私立幼稚園等環境整備 費補助	147,268,000	129,092,000	18,176,000	87.7
		18	認定こども園 整備費等補助	484,505,000	476,374,876	8,130,124	98.3
		19	私立専修学校教育環境 整備費補助	522,977,000	395,624,857	127,352,143	75.6
	施設・設備等 計			7,732,532,000	6,699,453,291	1,033,078,709	86.6

事業名				予算現額	執行見込額	残 額	執行率
学校運営に関する助成	その他補助	20	私立高等学校都内生就学促進補助	円 482,790,000	円 449,818,300	円 32,971,700	% 93.2
		21	私立学校グローバル人材育成支援事業費補助	2,105,497,000	1,941,617,335	163,879,665	92.2
		22	私立幼稚園等施設型給付費負担金等	9,016,985,000	8,867,836,043	149,148,957	98.3
		23	私立幼稚園等教育体制支援事業費補助	409,789,000	395,406,000	14,383,000	96.5
		24	私立幼稚園預かり保育推進補助等	3,086,600,000	3,044,786,033	41,813,967	98.6
		25	私立学校教育振興資金融資利子補給	224,003,000	186,031,684	37,971,316	83.0
	その他 計			15,325,664,000	14,885,495,395	440,168,605	97.1
小 計			152,457,655,000	150,299,299,586	2,158,355,414	98.6	
保護者負担軽減に関する助成	26	私立高等学校等就学支援金等	円 23,869,627,000	円 19,435,238,647	円 4,434,388,353	% 81.4	
	27	私立高等学校等特別奨学金補助	59,953,599,000	51,265,356,074	8,688,242,926	85.5	
	28	私立高等学校等奨学給付金事業費補助	1,547,762,000	1,436,154,985	111,607,015	92.8	
	29	私立中学校等特別奨学金補助	8,084,487,000	7,406,678,973	677,808,027	91.6	
	30	私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助	1,978,000	1,850,934	127,066	93.6	
	31	私立高等学校等入学支度金貸付利子補給	9,296,000	7,827,191	1,468,809	84.2	
	32	私立幼稚園等子育て支援施設利用給付事業費補助	6,512,450,000	6,208,773,812	303,676,188	95.3	
	33	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	2,733,562,000	2,721,979,895	11,582,105	99.6	
	34	私立専修学校授業料等減免費用負担金	6,780,441,000	5,254,633,700	1,525,807,300	77.5	
	35	私立学校被災生徒等受入支援事業費補助	1,648,000	1,141,340	506,660	69.3	
小 計			109,494,850,000	93,739,635,551	15,755,214,449	85.6	
教職員の福利厚生等に関する助成	36	私立学校退職手当補助	4,219,019,000	4,056,617,160	162,401,840	96.2	
	37	私立学校教職員共済費補助	1,880,583,000	1,826,120,320	54,462,680	97.1	
	38	私立学校教育研究費補助	72,905,000	70,932,000	1,973,000	97.3	
小 計			6,172,507,000	5,953,669,480	218,837,520	96.5	
合 計			268,125,012,000	249,992,604,617	18,132,407,383	93.2	

令和 7 年度私立学校助成予算一覧

項 目				令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増減額	増減率	概 要
学 校 運 営 に 関 する 成 成	校 費 補 助	1	私立高等学校 経常費補助	千円 74,270,538	千円 69,232,159	千円 5,038,379	% 7.3	私立高等学校を設置する学校法人に対し、経常費の一部を補助する。
		2	私立中学校 経常費補助	31,396,921	30,094,398	1,302,523	4.3	私立中学校を設置する学校法人に対し、経常費の一部を補助する。
		3	私立小学校 経常費補助	8,443,428	8,002,559	440,869	5.5	私立小学校を設置する学校法人に対し、経常費の一部を補助する。
		4	私立幼稚園 経常費補助	17,093,247	16,589,193	504,054	3.0	私立幼稚園を設置する学校法人等に対し、経常費の一部を補助する。
		高・中・小・幼 計		131,204,134	123,918,309	7,285,825	5.9	
		5	私立特別支援学 校等経常費補助	2,866,250	2,771,731	94,519	3.4	私立特別支援学校等を設置する学校法人に対し、経常費の一部を補助する。
		6	私立通信制高等学校 経常費補助	144,773	128,438	16,335	12.7	私立通信制高等学校を設置する学校法人に対し、経常費の一部を補助する。
	経常費 計			134,215,157	126,818,478	7,396,679	5.8	
	運 営 費 補 助	7	私立幼稚園 教育振興事業費補助	550,307	616,150	△ 65,843	△ 10.7	学校法人以外の私立幼稚園の設置者に対し、運営費の一部を補助する。
		8	私立幼稚園 特別支援教育事業費補助	614,656	687,568	△ 72,912	△ 10.6	障害児の在園する私立幼稚園等の設置者に対し、運営費の一部を補助する。
		9	私立専修学校 教育振興費補助	651,126	598,234	52,892	8.8	私立専修学校高等課程の設置者に対し、運営費の一部を補助する。
		10	私立専修学校特別支援 教育事業費補助	201,429	194,834	6,595	3.4	障害を持つ生徒への特別支援教育を行う私立専修学校高等課程の設置者に対し、運営費の一部を補助する。
		11	私立専修学校職業実践 専門課程推進補助	371,375	382,860	△ 11,485	△ 3.0	私立専修学校専門課程(専門学校)のうち、より実践的な職業教育を行っている職業実践専門課程に補助を行う。
		12	私立外国人学校教育運 営費補助	89,805	91,335	△ 1,530	△ 1.7	外国人学校(各種学校)の設置者に対し、運営費の一部を補助する。
	運営費 計			2,478,698	2,570,981	△ 92,283	△ 3.6	

項 目				令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増減額	増減率	概 要
学 校 運 営 に 関 す る 他 の 補 助 成	施設・設備等補助	13	私立学校安全対策促進事業費補助 千円 1,760,918	千円 1,866,929	千円 △ 106,011	% △ 5.7	私立学校における耐震補強工事等に係る経費の一部を補助する。	
		14	私立学校省エネ設備等導入事業費補助 2,062,868	2,062,494	374	0.0	私立学校における省エネ設備等の導入に係る経費の一部を補助する。	
		15	私立学校デジタル教育環境整備費補助 3,840,542	3,634,869	205,673	5.7	私立学校におけるデジタル教育環境の整備に係る経費の一部を補助する。	
		16	産業・理科教育施設設備整備費補助 38,945	54,972	△ 16,027	△ 29.2	産業教育振興法及び理科教育振興法に基づく施設整備に係る経費の一部を補助する。	
		17	私立幼稚園等環境整備費補助 125,088	147,268	△ 22,180	△ 15.1	幼児教育の質の向上のため、遊具等環境整備を行う私立幼稚園等に対し、経費の一部を補助する。	
		18	認定こども園整備費等補助 579,866	484,505	95,361	19.7	区市町村が私立の認定こども園に対して行う事業について、その経費の一部を補助する。	
		19	私立専修学校教育環境整備費補助 526,616	522,977	3,639	0.7	私立専修学校の教育設備や研究図書の整備等に係る経費の一部を補助する。	
	施設・設備等 計			8,934,843	8,774,014	160,829	1.8	
	その他の補助	20	私立高等学校都内生就学促進補助 485,089	482,790	2,299	0.5	私立高等学校が行う都内公立中学校卒業生に対する生徒募集に係る広報費等の一部を補助する。	
		21	私立学校グローバル人材育成支援事業費補助 2,148,513	2,105,497	43,016	2.0	海外留学の参加費用、外国語指導助手の活用、教員の海外研修派遣及び英語力向上のための外部検定試験に係る費用の一部を補助する。	
		22	私立幼稚園等施設型給付費負担金等 9,324,686	7,586,902	1,737,784	22.9	新制度に移行した私立幼稚園等に対し、区市町村が支給する施設型給付費の一部負担及びこれまで行っていた特別補助の一部を補助する。	
		23	私立幼稚園等教育体制支援事業費補助 483,963	689,055	△ 205,092	△ 29.8	私立幼稚園等に勤務する教職員等の処遇改善を図るため、幼稚園教諭等の処遇改善に要する費用の一部を補助する。	
		24	私立幼稚園預かり保育推進補助等 2,985,619	2,686,600	299,019	11.1	教育課程に係る教育時間を超えた園児の預かり保育に対する補助及び区市町村が実施する一時預かり事業(幼稚園型)に対する補助する。	
		25	私立学校教育振興資金融資利子補給 250,560	224,003	26,557	11.9	私立学校教育の振興・発展を図ることを目的として、(公財)東京都私学財団が行う融資事業の借入原資に対して、利子負担の軽減を図るため補助を行う。	
	その他 計			15,678,430	13,774,847	1,903,583	13.8	
小 計			161,307,128	151,938,320	9,368,808	6.2		

項 目			令和7年度 当初予算	令和6年度 当初予算	増減額	増減率	概 要
保 護 者 負 担 軽 減 に 関 す る 助 成	26	私立高等学校等就学支援金等	千円 23,528,201	千円 24,151,582	千円 △ 623,381	% △ 2.6	私立高等学校等に通う生徒の授業料負担を軽減するため、授業料の一部を補助する。
	27	私立高等学校等特別奨学金補助	64,250,851	59,953,599	4,297,252	7.2	私立高等学校等に通う都民の授業料負担を軽減するため、授業料の一部を補助する。
	28	私立高等学校等奨学給付金事業費補助	1,946,334	1,547,762	398,572	25.8	私立高等学校等に通う生徒の授業料以外の教育費負担を軽減するため、その一部を補助する。
	29	私立中学校等特別奨学金補助	8,578,074	8,084,487	493,587	6.1	私立中学校等に通う生徒の保護者の授業料負担を軽減するため、授業料の一部を補助する。
	30	私立高等学校定時制及び通信教育振興奨励費補助	2,146	1,978	168	8.5	私立高等学校定時制及び通信制の生徒の教科書及び学習書給与事業を実施する学校法人に対し、その経費の一部を補助する。
	31	私立高等学校等入学支度金貸付利子補給	8,360	9,296	△ 936	△ 10.1	(公財)東京都私学財団が実施する入学支度金貸付事業の借入原資に対し、利子負担を軽減するための補助を行う。
	32	私立幼稚園等子育て支援施設利用給付事業費補助	5,659,233	6,762,450	△ 1,103,217	△ 16.3	幼児教育無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園等に対して区市町村が行う負担軽減事業の経費の一部等を補助する。
	33	私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助	3,809,659	3,193,562	616,097	19.3	区市町村が行う私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業の経費の一部を補助する。
	34	私立専修学校授業料等減免費用負担金	7,654,566	6,780,441	874,125	12.9	私立専門学校に在学する低所得世帯等及び多子世帯の学生を対象に授業料及び入学金の減免を行う場合に一定額を負担する。
	35	私立学校被災生徒等受入支援事業費補助	1,642	1,648	△ 6	△ 0.4	大規模災害により被災し、都内の私立学校に転入学した生徒等の就学に必要な経費の一部を補助する。
小 計			115,439,066	110,486,805	4,952,261	4.5	
教 職 員 の 福 利 厚 生 等 に 関 す る 助 成	36	私立学校退職手当補助	4,226,700	4,219,019	7,681	0.2	(公財)東京都私学財団に加入している会員のうち退職資金事業に加入する会員の掛金負担を軽減するため、掛金の一部を財団に補助する。
	37	私立学校教職員共済費補助	2,027,482	1,980,583	46,899	2.4	教職員及び学校法人等の掛金負担を軽減するため、日本私立学校振興・共済事業団の長期給付事業の掛金の一部を補助する。
	38	私立学校教育研究費補助	72,905	72,905	0	0.0	教職員の資質向上及び教育内容の充実を図るため、(公財)東京都私学財団の行う教育研究活動、研修事業に対して補助する。
小 計			6,327,087	6,272,507	54,580	0.9	
合 計			283,073,281	268,697,632	14,375,649	5.4	

東京都私立学校助成審議会条例

昭和 33 年 4 月 1 日

条 例 第 10 号

(設 置)

第 1 条 東京都私立学校教育助成条例（昭和 53 年東京都条例第 10 号）に基づき東京都が学校法人に対し行う助成の適正化及び効率化を図るため、知事の附属機関として、東京都私立学校助成審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、知事の諮問に応じ、補助金配分の基本方針その他私立学校の振興助成に関する重要事項を審議する。

(組 織)

第 3 条 審議会は、知事が任命または委嘱する委員 15 人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(会長の設置・権限)

第 5 条 審議会に会長をおく。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招 集)

第 6 条 審議会は、知事が招集する。

(定足数及び表決数)

第 7 条 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長が決するところによる。

(委 任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（昭和 53 年条例第 10 号）抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

東京都私立学校助成審議会の公開に関する要綱

平成11年5月27日

11総学一第197号

総務局長決定

(会議の公開)

第1条 東京都私立学校助成審議会（以下「審議会」という。）は原則として公開する。

ただし、個人のプライバシー保護、学校法人の事業活動情報保護、法令等による公開禁止及び議事の混乱防止を理由として、審議会の一部又は全部を非公開とすることができる。

2 審議会の開催に当たっては、その日時、場所、傍聴申込方法、傍聴可能人数、期限等について、事前に都民に周知する。この場合、傍聴希望者が傍聴可能人数を上回るときは、抽選により決し、傍聴希望者に通知する。

3 会長は、傍聴人に審議会の進行に影響を与える言動があったときは、これを制止し、又は当該傍聴人に退場を命じることができる。

(会議録等の開示)

第2条 審議会の会議録等は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）の定めるところにより、公開するものとする。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月3日から施行する。

東京都私立学校教育助成条例

昭和五三年三月三十一日

条例第一〇号

東京都私立学校教育助成条例を公布する。

東京都私立学校教育助成条例

東京都私立学校教育助成条例(昭和二十六年東京都条例第二十号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)に基づき、私立学校の振興を図るため、東京都(以下「都」という。)が学校法人に対して行う助成に関し、必要な事項を定めるほか、私立の学校の振興に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において「学校法人」とは、私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)第三条に規定する学校法人をいう。

2 この条例において「私立学校」とは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校のうち幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園であって、学校法人が都の区域内に設置するものをいう。

3 この条例において「所轄庁」とは、私立学校法第四条に規定する所轄庁をいう。

4 この条例において「助成」とは、学校法人に対し補助金を支出し、又は通常の条件よりも有利な条件で貸付金をし、その他財産を譲渡し、若しくは貸し付けることをいう。

(平一二条例一七・平一九条例三三・平一九条例一三一・平二六条例一一八・平二八条例二一・一部改正)

(経常的経費についての補助)

第三条 都は、私立学校を設置する学校法人に対し、当該私立学校における教育に係る経常的経費について予算の範囲内で補助することができる。

2 前項の規定により補助することができる経常的経費の範囲は、東京都規則(以下「規則」という。)で定める。

3 前項に定めるもののほか、第一項に規定する補助に関し、補助の算定方法その他必要な事項は、東京都私立学校助成審議会に諮って知事が定める。

(その他の助成)

第四条 都は、前条第一項に規定するもののほか、私立学校を設置する学校法人に対し、

当該私立学校の施設及び設備の改善その他知事が教育の振興上必要と認める事項について助成することができる。

(補助金の増額)

第五条 知事は、私立学校における特定の分野、課程等に係る教育の振興のため特に必要があると認めるときは、学校法人に対し、第三条第一項の規定により当該学校法人に交付する補助金を増額して交付することができる。

(補助金の減額等)

第六条 知事は、学校法人又は学校法人の設置する私立学校が次の各号の一に該当する場合には、その状況に応じ、第三条第一項の規定により当該学校法人に交付する補助金を減額して交付することができる。

- 一 法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分又は寄附行為に違反している場合
- 二 借入金の償還が適正に行われていない等財政状況が健全でない場合
- 三 その他教育条件又は管理運営が適正を欠く場合

2 知事は、学校法人又は学校法人の設置する私立学校が前項の各号の一に該当する場合において、その状況が著しく、補助金交付の目的を有効に達成することができないと認めるときは、第三条第一項の規定による補助金を交付しないことができる。

(助成の申請)

第七条 この条例による助成を受けようとする学校法人は、規則の定めるところにより申請書及び関係書類(以下「申請書等」という。)を知事に提出しなければならない。

(助成の決定等)

第八条 知事は、前条の申請書等の提出があつた場合には、その内容を審査し、助成の目的に適合すると認めたときは、助成の決定をするものとする。

2 知事は、前項の助成の決定をする場合において、その目的を達成するため、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(決定の取消し等)

第九条 知事は、助成の決定を受けた学校法人又は当該学校法人の設置する私立学校が第六条第一項の各号の一に該当する場合、申請書等に不実の記載をした場合又は助成の目的、決定の内容若しくはこれに付した条件に違反した場合には、その状況に応じ、当該学校法人に対する助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、前項の規定により助成の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成がされているときは、期限を定めて、その返還を命じなければな

らない。

(準学校法人等への準用等)

第十条 学校教育法第二百二十四条に規定する専修学校又は同法第一百三十四条に規定する各種学校を設置する学校法人に対して第三条から前条までの規定を適用する場合には、第三条から第六条まで及び前条の規定中私立学校のうちには私立専修学校又は私立各種学校を含むものとする。

2 第三条から前条までの規定は、私立学校法第六十四条第四項に規定する法人に準用する。この場合において、第三条から第六条まで及び前条の規定中「私立学校」とあるのは「私立専修学校又は私立各種学校」と読み替えるものとする。

(平一九条例一三一・一部改正)

(委任)

第十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に、この条例による改正前の東京都私立学校教育助成条例に基づき行つた助成に関しては、なお従前の例による。

(学校法人以外の私立の学校の設置者に対する措置)

3 第三条から第七条まで及び第九条の規定中学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により私立の幼稚園を設置する者、幼保連携型認定こども園を設置する社会福祉法人(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律((平成二十四年法律第六十六号)附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者(学校法人及び社会福祉法人を除く。))及び同法附則第四条第一項の規定により幼保連携型認定こども園を設置する者を含むものとする。

(平一九条例三三・平一九条例一三一・一部改正)

(東京都私立学校助成審議会条例の一部改正)

4 東京都私立学校助成審議会条例(昭和三十三年東京都条例第十号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一二年条例第一七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年条例第三三号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第一三一号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。ただし、第十条第一項の改正規定(「第九条」を「前条」に改める部分に限る。)及び同条第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

(施行の日＝平成一九年一二月二六日)

附 則(平成二六年条例第一一八号)

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

(施行の日＝平成二七年四月一日)

附 則(平成二八年条例第二一号)

この条例は、平成二八年四月一日から施行する。

付 帯 決 議

昭 和 53 年 3 月 29 日

昭和53年第1回定例会

本条例の施行にあつては、私立学校教育の特質と重要性にかんがみ、次の事項について格段の配慮をすべきである。

- 1 本条例第3条に規定する東京都の経常費補助は、予算の範囲内で補助することができるとなっているが、できるだけ速やかに当該私立学校における教育に係る経常的経費の2分の1とするように努めること。
- 2 補助金減額等の措置を講ずる場合は、私立学校の自主性を極力尊重すること。
- 3 第10条準学校法人等への準用等についても、今日までの歴史的な教育実績を考慮しながら直接助成ができ得るように特段の配慮をすること。

東京都私立学校教育助成条例施行規則

昭和五三年五月一九日

規則第八二号

東京都私立学校教育助成条例施行規則を公布する。

東京都私立学校教育助成条例施行規則

(経常的経費の範囲)

第一条 東京都私立学校教育助成条例(以下「条例」という。)第三条第二項の規則で定める経常的経費の範囲は、次に掲げる経費とする。

- 一 教員等(私立の幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼保連携型認定こども園(以下「私立幼稚園等」という。)の園長、校長、副園長、副校長、教頭、教諭、保育教諭、助教諭、助保育教諭、講師として知事が定める者をいう。以下同じ。)の給与に要する経費
- 二 職員(教員等以外の私立幼稚園等の職員のうち、知事が定める者をいう。)の給与に要する経費
- 三 幼児、児童又は生徒(以下この項において「幼児等」という。)の教育又は教員等が行う研究に直接必要な備品、図書又は消耗品の購入費、光熱水費その他の教育研究経費
- 四 幼児等の厚生補導に直接必要な経費で知事が定めるもの

2 前項各号の経費の範囲は、知事が定める。

(平二規則一〇五・平一二規則一〇二・平一九規則二三・平一九規則二五七・平二七規則九二・平二八規則一一四・一部改正)

(申請書の記載事項及び関係書類)

第二条 条例第七条で定める申請書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 申請法人の名称、理事長名及び所在地
- 二 助成の対象となる事務又は事業(以下この項において「助成事業」という。)の目的及び内容
- 三 助成事業に係る経費の配分、経費の使用方法、助成事業の完了の予定期日その他助成事業の遂行に関する計画
- 四 助成事業に係る額及び算出の基礎
- 五 その他知事が定める事項

2 前項の申請書には、知事が定める関係書類を添付しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二年規則第一〇五号)

この規則は、公布の日から施行し、平成二年度分の経常的経費の算定から適用する。

附 則(平成一二年規則第一〇二号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年規則第二三号)

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年規則第二五七号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第一条第一項第一号の改正規定中「教頭」を「副園長、副校長、教頭」に改める部分は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二七年規則第九二号)

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則(平成二八年規則第一一四号)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。